

# 「筑西市第5次地域福祉計画」策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

## 1 目的

令和9年度から令和13年度までを計画期間とする「筑西市第5次地域福祉計画」の策定支援業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定する。

## 2 業務名及び業務概要

### (1) 業務名

「筑西市第5次地域福祉計画」策定支援業務委託

### (2) 業務内容

次の各仕様書のとおり

■別紙1「筑西市第5次地域福祉計画策定支援業務委託仕様書」

### (3) 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日

### (4) 予算額

事業費：6,930,000円（税込）

※この金額は契約額や予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意し、提案にあたっては金額を超えないものとする。

※人件費、出張経費、印刷費、管理費等この業務に係るすべての経費を含むものとする。

## 3 事務局（担当課）

筑西市福祉部社会福祉課 担当者 大畑・濱野

住所 〒308-8616

茨城県筑西市丙360番地

TEL 0296-24-2111（代表）

FAX 0296-25-2913

E-mail fshakai@city.chikusei.lg.jp

## 4 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 筑西市の令和7年度入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (3) 筑西市の指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 筑西市暴力団排除条例（平成24年筑西市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生計画開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 過去5年度（令和3年度から令和7年度）以内に、国又は地方自治体が策定する地域福祉計画又はこれに類似した福祉計画に係る策定支援業務を履行した実績が3件以上あること。
- (9) 本実施要項に基づき、策定支援業務を実施できる者であり、契約締結後の連絡調整や緊急時の体制が速やかに整えられる者であること。

## 5 スケジュール

実施内容	実施期日
実施要項等の公表 【筑西市ホームページで公表】	令和8年5月 19日(火)～ 令和8年5月 25日(月)午後5時まで
参加申請書の提出期間	令和8年5月 25日(月)午後5時まで
質問書の提出締切日	令和8年5月 25日(月)午後5時まで
質問書の回答日	令和8年6月 2日(火)【予定】
プロポーザル参加結果通知日	令和8年6月 2日(火)【予定】
企画提案書の提出締切日	令和8年6月 5日(金)午後5時まで
第1次審査(書類審査)結果通知日	令和8年6月 10日(水)【予定】
第2次審査(プレゼンテーション)実施日	令和8年6月 17日(水)【予定】
審査結果(選定)通知日	令和8年6月 23日(火)【予定】
契約締結	令和8年6月下旬【予定】

## 6 応募方法

### (1) プロポーザル参加申請書等の提出

参加を希望する事業者は、次の関係書類を作成のうえ提出すること。

#### ①提出書類

- ア. プロポーザル参加申請書(様式第1号)
- イ. 誓約書(様式第2号)
- ウ. 会社概要(様式第3号)
- エ. 担当者の経歴(様式第4号)
- オ. 計画策定実績(様式第5号)

前記「4 参加資格(8)」が確認(証明)できるよう記載すること。

②提出期間: 令和8年5月18日(月)から令和8年5月25日(月)午後5時まで

③提出先: 前記「3 事務局」まで

④提出方法: 直接持参又は郵送

【持参の場合】事前に連絡のうえ、提出期間の午前9時から午後5時まで(土・日曜日、祝日を除く)に持参すること。

【郵送の場合】提出期間内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を事務局まで電話連絡し、到着を確認すること。

⑤プロポーザル参加結果通知の送付: 参加申請書を提出した事業者へ参加の可否について、令和8年6月2日(火)【予定】に通知する。

### (2) 企画提案書等の提出

企画提案書は、別紙2「筑西市第5次地域福祉計画策定支援業務【企画提案書作成要領】」に基づき、作成すること。

「筑西市第5次地域福祉計画」

#### ①提出書類等

##### ア. 企画提案書

- ・A4(縦横いずれも可)とし、書式については特に定めのないものとする。  
ただし、刷色は黒色とし、文字の大きさ、レイアウトやデザインなど見やすいものとする。
- ・ページ数: A4版10ページ以内とする。
- ・提出部数: 各10部(正本1部・副本9部)
- ・正本は、事業者の住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、担当

者の氏名連絡先等を記載すること。

- ・ 副本は、提案者が判別できるような記載、表現、ロゴ等は一切行わないこと。判別できる場合は失格にすることがあるので十分に確認した上で提出すること。
- ・ 表紙には「筑西市第5次地域福祉計画」とそれぞれ記載すること。
- ・ 提出期限後の企画提案書の差し替えは認めない。（※本市が補正等を求める場合は除く。）

#### イ. 見積書

- ・ 見積書記載金額については、本体価格（税抜き）、消費税（地方消費税を含む）を別々に記載すること。
- ・ 見積書については人件費、諸経費等の積算内訳が判別できるように記載すること。
- ・ 提出部数は、10部（正本1部・副本9部）とする。
- ・ 正本の表紙について、あて先は「筑西市長」、業務名は「筑西市第5次地域福祉計画」とし、事業者の住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。
- ・ 副本の表紙について、あて先は「筑西市長」、業務名は「筑西市第5次地域福祉計画」と記載するのみとし、提案者が判別できるような記載、表現、ロゴ等は一切行わないこと。判別できる場合は失格にすることがあるので十分に確認した上で提出すること。

②提出期限：令和8年6月5日（金）午後5時まで

③提出先：前記「3 事務局」まで

④提出方法：直接持参すること。

上記提出期限内の午前9時から午後5時まで（土・日曜日、祝日を除く。）

## 7 質問の方法

本実施要項の内容に不明な点がある場合は、事務局まで質問書（様式第6号）を市ホームページよりダウンロードして電子メールで提出すること。なお電子メール以外の質問は一切受け付けない。

※質問事項は1件ごとに1枚作成すること。

（1）受付期間：募集要項の公表日から令和8年5月25日（月）午後5時まで

（2）メール送信先：前記「3 事務局」まで

（3）回答方法：提出された質問はまとめて令和8年6月2日（火）【予定】に電子メールでプロポーザル参加事業者すべてに回答する。

## 8 企画提案書提出の辞退

プロポーザル参加申請書を提出後、企画提案書を提出しない（プロポーザルの参加を辞退する）場合は、プロポーザル参加辞退届（様式第7号）1部を提出すること。

企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向がある場合には、下記の辞退届提出期限までに提出すること。辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は原則認められないが、辞退するに至った事情等を聞き取りしたうえで取扱いを決定することとする。ただし、企画提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することができない。

（1）辞退届提出期限：令和8年6月5日（金）午後5時まで

（2）提出先：前記「3 事務局」まで

（3）提出方法：持参又は郵送

【持参の場合】事前に連絡のうえ、提出期間の午前9時から午後5時まで（土・日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】提出期間内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を事務局まで電話連絡し、到着を確認すること。

## 9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。また優先交渉権者が契約締結するまでの間に、次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- (1) プロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が、提案上限金額を上回る場合
- (3) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 著しく信義に反する行為があったと認められる場合
- (7) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (8) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (9) 本事業について2案以上の企画提案をした場合
- (10) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

## 10 企画提案書等の審査

- (1) 審査基準：別紙3「筑西市第5次地域福祉計画事業者選定審査基準」のとおり

- (2) 第1次審査（書類審査）

- ・選定委員会において審査する。
- ・応募が5事業者を超える場合は、第1次審査を実施し5事業者を選出し、参加者数が5事業者以下の場合は、すべての事業者が第2次審査にてプレゼンテーションを実施する。  
※第1次審査の結果は、令和8年6月10日（水）【予定】にすべての事業者へ電子メールで送付する。

- (3) 第2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

①開催日：令和8年6月17日（水）【予定】

②開催場所：筑西市役所【予定】

③内 容

- ・15分以内で説明する。
- ・スクリーン、電源は用意するので、パソコン、プロジェクター等の機材を使用する場合は、各自で用意する。
- ・説明終了後に選定委員会委員が質問をするので、簡潔に回答する。質疑時間は10分程度とする。  
※ただし、原則、説明及び回答は事業者（業務担当者）が行い、会場に入室できる者は、説明者1名、その他2名、合計3名以内とし、会社名を表示した衣類、バッジ類等の会社を特定できるような物を身に付けない。

④評価・採点

- ・このプロポーザルのために組織した選定委員会において、プロポーザル参加者の提案及びプロポーザル、ヒアリングの状況を評価、採点し、最高順位点を得た者を優先交渉権者に選出する。
- ・応募事業者が1者のみであっても、選定委員会が定める基準に満たない場合は「該当なし」とし、再度公募を行う場合がある。

- (4) 結果通知・公表

選定結果については、プロポーザル実施事業者すべてに対し、令和8年6月23日（火）【予定】に通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。

- (5) 契約内容の調整、委託内容の決定

事業者選定審査基準に基づき選定された優先交渉権者は、随意契約の相手方として速やかに計画策定担当課と業務内容等の調整を行い、委託内容を確定する。

- (6) 見積書の提出

優先交渉権者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出する。  
ただし、企画提案書等で提出した見積書に記載した金額を超えた見積りは無効とする。

(7) 契約書の調印

契約書に調印し、契約を締結する。

(8) その他

優先交渉権者が契約締結までに前記「9 失格事項」に規定する条件のいずれかに該当する場合、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合及び協議が整わなかった場合においては、審査結果が次点の者から順に繰り上げて新たに優先交渉権者とする。

## 11 その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。また提出書類等で用いる計量単位は、特定の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (3) 提出書類の著作権はプロポーザル参加者に帰属する。ただし、筑西市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また本案件に係る情報公開請求があった場合は、筑西市情報公開条例（平成17年筑西市条例第15号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (4) 提出された書類は一切返却しない。